Title	書評論文『教会: 近代ヨーロッパの研究3』について: ピューリタニズム研究の視点から
Author(s)	松谷, 好明
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.21, 2001.9:151-173
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4133
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

書評論文『教会――近代ヨーロッパの探究③』

(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年五月刊) について

――ピューリタニズム研究の視点から

谷 好 明

松

はじめに

く諸巻も、 して出された、九人の研究者による論文集である。シリーズの第一巻は『移民』、第二巻は『家族』であり、本書に続 本書は、 エリート教育、 望田幸男、 村岡健次両氏を監修者とするミネルヴァ書房刊「シリーズ・近代ヨーロッパの探究」の第三巻と 歴史家、 新聞、 官僚、スポーツ等々といった個別テーマをタイトルに掲げ、シリーズ完成時

には全一七巻になると予告されている。

る。各論文の冒頭に付された簡略な関係年表や多数の写真・挿絵・コラムなどがあり、全体として読み易くするための リーズの第三巻として教会をテーマに取り上げたのは妥当であろう。本書の装丁は美しく、カバー表の絵は魅力的であ 近代ヨーロッパの歴史と社会を考察する場合「教会」が最重要な鍵概念の一つであることは言うをまたないから、

工夫がなされている。

にそれを押し広げるよすがとなればと願うだけである」(こと記している。今関氏のこの願いは、本書によって相当に果 ることは十分に自覚していると述べたあとで、「近代ヨーロッパの教会について、多少でもここに問題を発見し、 導入として有益である。その結びの部分で今関氏は、教会というテーマがあまりにも大きいため種々の限界が本書にあ 「はしがき」において今関氏は、教会をテーマとする本巻全体の狙いと、各論文の課題を短く、 的確に要約しており、

年代のハワイ・ホノルルのYMCAを扱った第九章(吉田亮氏)の二論文を本書に収録するのはふさわしくないのでは 河島幸夫氏)を収めることには多少疑問があり、アメリカにおける国家と教会を扱った第三章(森孝一氏)、一九二〇 ただ、「近代ヨーロッパ探究」と銘打った本書に、ナチス・ドイツとキリスト教会の関係を取り上げた論文 (第二章、

たされたと言ってよい。

章、第七章の二論文を考察の主たる対象とし、 り上げた『教会』の第二章、三章、八章、 のである。第二に、本論文はピューリタニズム研究の限られた視点からのもので、スウェーデンやアメリカの問題を取 れた第二回ピューリタニズム研究会(聖学院大学総合研究所主催)の本書合評会において筆者がなした報告に基づくも ないかと思う。 最後に、本書評論文について若干のことを付記したい。まず第一に、本論文は基本的に、二○○○年七月七日に開 九章は取り上げない。また本論文はピューリタニズム研究の視点から、 第四章、第五章、第六章については補論として簡単に触れることにし 第一

本 論 1 第一章「良心の自由」と「帝国の宗教」 教会〈イギリス革命のセクト〉(執筆者・明治学院大学教授 ―イギリス革命におけるロンドンの分離 大西晴樹氏)について

である。 であり、 本論文は、『教会』所収の九論文中、第七章の今関論文とともに正面からピューリタニズムを取り上げた貴重な論 しかも後者と異なり、 宗教思想の分析に踏み込んでいるため、 評者 (松谷) の観点から見て最も刺激的な論文

説いたあと、 本論文は全五節から成る。 セクトの実証的研究が現在活発に進められていると説明する。 第一節のプロローグ――セクト研究において大西氏は、 方法概念としてのセクトの意義を

マン、 第二節で大西氏は、 後者の担い手は主として富裕なマーチャントであったと論じる。 分離教会には平信徒型教会と職業牧師型教会の二種類があり、 前者の担い手は主としてトレイズ

家の分離、そしてそれに伴い「良心の自由」という「人類史上最初の人権思想」をもたらした、と主張する。 万人救済論をとったジェネラル・バプテスト(平信徒型教会)こそ、その世俗領域への適用として史上初めて教会と国 第三節において大西氏の強い主張が、 職業牧師型教会の典型である独立派会衆教会は(従来考えられていたように両バプテスト派ではなく、 明確に打ち出される。 すなわち、氏は、予定論に反対して普遍 (恩恵) 彼らだと それに対 贖罪説

第四章において大西氏は、第一次内戦終結(一六四六年)以降の分離教会をめぐる政治的長老派と政治的独立派との

される。

いう説を大西氏はとる)、顕著な千年王国論を特徴とし、そこに結集した信徒に

「聖者支配」という世界観を与えたと

という概念を世俗的な普遍主義へと広げて、 その中から台頭したレヴェラーズとの関係などを論じ、 政治的長老派の「ロンドン反革命」に対する分離教会内の政治的急進派グループの一致、 独立派やパティキュラー・バプテストの選別倫理と対決した、 さらに、 レヴェラーズが救済の普遍主義の 彼ら平信徒型分離教会 と論じて の平等

いる。

和国宣言以降の 「良心の自由」 第五節のエピローグ――近代イギリスの重層構造、 の論理と、 「自由教会制」下における諸派の変質と第五王国派の台頭を論じたあと、 その上に立つ「聖者支配」 の概念が、 において大西氏は、 イギリスの世界大的な植民地帝国形成と梃子となった 一六四九年一月のチャールズ処刑、 分離教会に共通に見られる 五月の共

問いと批判が浮かんでくる。 このように本論文の論旨は明確であり、 先に述べた通り、 大西氏の強い主張を含んでいるが、 評者には以下のような

氏の視野には初めから、 ンや長老派の多大な貢献、 判断である。 われる『良心の自由』 根本的な問題は『チャーチ』と『セクト』という二つの教会概念の相克こそ、 本論文においてこの判断は、 の由来を説明し国家教会制にかわる体制を解明する鍵を提供するものであった」(六頁)という 「良心の自由」 意義も入っていないように思われる。 の原理確立に至る、セクト以外のピューリタニズム全体の歴史も、 論証されているというより前提とされていると言わなければならない。 人類史上「最初の人権」とい アングリカ 大西

う が、 なお後述のように と述べている。 それでも評者 『正統派ピューリタン』と『中位の階層の人々』の役割の重要さを差し引くことはできない (松谷) は全体として、今関氏の指摘が正しいと考える。 この場合の今関氏が「大西氏の論点」と言われるものは評者が上記したものとは多少異なっている ように思

『教会』執筆者の代表である今関氏は二八六頁の注(3)の中で、「大西氏の論点は正しさをもつと考えるが、

それでも

て、 実は「分離」の性格が強いことを示唆しているが(一六頁)、Dissenting BrethrenのDissenting は、そうした教会論か 会議議事運営規則に違反していなかったことになるが、いわゆるDissenting Brethrenは、 で……発表した」(一六頁)とするが、それは事実誤認である。もしそうであれば、独立派による発表の仕方は神学者 った記述がなされているので、 神学者会議の了承を得ずに突然会議外に向けて同文書を発表したため、その内容とあいまって大騒ぎになったので 『中間』的立場を真に受けてきたせいか、独立派会衆教会は従来分離教会とはみなされてこなかった」として なお、ここで Dissenting を大西氏は、「分離」と訳しているが、この訳語は不適当であろう。大西氏は、ここで 細かい点ではあるが、重要な文書である『弁明の陳述』について(一六頁)、今関論文同様(二六一頁)、誤 注意を促したいと思う。すなわち、大西氏はこの文書を「ウェストミンスター宗教会議 主流派を批判する方法とし

ている(一八頁)。R・T・ケンドールが一九七七年にオクスフォード大学出版局から出した『カルヴァンとイギリス 容することはできない。分離主義は否定していたからである)。 ら来るのではなく、 (彼らが dissent する背後に、彼らの教会論があったことは、もちろん否定できないが、この時期の彼らを「分離」と形 第三に大西氏は、第三節の「宗教思想」をイギリスの牧師、R・T・ケンドールの説によって説明することから始め むしろ主流派に対して常に dissentを繰り返していたところから来ていたと考えるべきであろう

Truth Trust, 1982) やスコットランドのハイランド神学校校長アンドルー・マクガワン (Andrew McGowan, The Federal 学出版会)などによっても無批判に受け入れられているが、こうした姿勢は克服されなければならないと評者は考え 子氏(『イギリス革命の宗教思想』一九九四、御茶の水書房、『イギリス革命とアルミニウス主義』一九九七、聖学院大 見に満ちた説であることは、ロンドン大学教授のポール・ヘルム(Paul Helm, Calvin and the Calvinists, The Banner of カルヴィニズム』(Calvin and English Calvinism to 1649, OUP)は、わが国においては大西氏だけでなく、 イギリス・カルヴィニズム、すなわちピューリタニズムはカルヴァンからの逸脱だとするケンドール説が独断と偏 例えば山田 書評論文『教会 近代ヨ 155

る。

of Faith, Peter Lang, 1991)やフラー神学校教授リチャード・ムラー(Richard Muller, Christ and the Decree, Baker 主義者たち』は拙訳により、近々聖学院大学出版会から刊行される予定である。いずれにしろ、大西氏のようにケンド Theology of Thomas Boston, Rutherford House, 1997)′さらにはアメリカのジョエル・ビーク(Joel Beeke, Assurance 1986)らによってすでに十分に明らかにされている。うちヘルム教授のケンドール批判の書『カルヴァンとカルヴァン ル説を批判的に吟味せずに用いることには問題がある。

大いに困惑させるであろう。パーキンズらのカルヴァン主義は「カルヴァン自身の教え」であるとしたあと、 「正統的カルヴァン主義」と呼ぶのが普通の論理だからである。 の正統的カルヴァン主義の予定説」と呼び、さらにその三行後で「正統的カルヴァン主義」と呼んでいるのは、 八頁で大西氏が、パーキンズらのカルヴァン主義は実はカルヴァン自身の教えではないとした三行後でそれを「こ それを

者とか、プロテスタント・スコラ主義者と呼ばれてきた。したがって大西氏は、一言説明を加えた上で、パーキンズら ばしばカルヴァンと区別されたカルヴァンの後継者、追随者たちの一群があり、彼らは「正統主義的」カルヴァン主義 を「正統主義的」カルヴァン主義者と呼べば、その論旨はともかく、議論の筋道は明らかになったはずである しかし、そもそも大西氏がパーキンズらを「正統的」カルヴァン主義と呼んでいることに問題がある。

プテスト派が、 ながった」(一九頁)ため、一六一二年、「史上初めて教会と国家の分離を宣言した」(一九頁)とする。 ところが大西氏はその少し後で、パティキュラー・バプテストも「教会と国家の分離」の原理を唱えた事実を認めて 第四に、大西氏は、「革命期の分離教会の中でも『良心の自由』を一貫して主張し続けた」(一八頁)ジェネラル・バ 「個人の救済責任による霊的自律性の強調こそ、 世俗権力による個人の魂への介入を排除することにつ

己決定メカニズムをとらないわけだから、その原理をいったいどこから引き出したのであろうか。大西氏はそれを説明

いる(二〇頁)。もしそうであれば、彼らはジェネラル・バプテストと違い、

普遍

(恩恵)

贖罪説や、

救済における自

していない。 要するに、万人救済論から教会と国家の分離の原理や良心の自由が出てきたとする大西氏の主張 (特に第

三部

無理があるのではない

したり、 千年王国を「キリストによる千年の支配を聖者がこの世において実現しようとする考え」(傍線評者)と一面的に定義 ている。 分な根拠はあるだろうか。 「正統派」ではないことになってしまうが、それほど事実に反することはないだろう。 第五に、 「正統派教会はこの説に単なる象徴的意味しか与えていない」と、あいまいな「正統派教会」という語を用 そうだとすると、大西氏が千年王国論者として詳しく論じている(二一頁以下)トマス・グッドウィンは 千年王国論と聖者支配の思想が独立派会衆教会の牧師たちから来ているとする議論 (二〇一二四頁) 用語解説の二頁にある千年王国論の説明そのものが懸念材料を与える。そこでは に、十

バプテスト両派よりは独立派会衆教会の牧師の間で説教された」と結論づける(二一頁)のは、 そもそも、 ないかと思う。 大西氏が、 議会における断食日説教の性格を吟味することなしに、 ウィルスンの研究から 方法論からも内容から 「千年王国

ものは、 われる。なぜなら、全人類に対する普遍的な愛を説いたとして引用されているウォルウィンの言葉(二九頁)のような 第七に、 第六に、 政治的急進派、 大西氏の、 以上のことから、大西氏がエピローグで打ち出す結論には重大な疑義があることを予想せざるをえないが、 普遍倫理と選別倫理の相克についての記述 (二九―三一頁) も、評者には不十分であるように思 レヴェラーズ以外からでも、 アングリカンや長老派からでさえも引用できるからである

うである。 地帝国形成に対してアングリカニズムやプレスビテリアニズムの思想あるいはエートスは何らかかわらなかったかのよ なイギリスの植民地帝国形成の梃子となったという、大胆な主張を行っている(三三頁)。あたかも、 果たして氏は本論文の結びとして、分離教会が唱えた「良心の自由」とその上に確立された聖者支配の思想が世 われわれとしては、この主張もまた論証ではなく、 前提された命題と言わなければならないであろう。 イギリスの植

本論文の中で訂正を要すると思われる他の幾つかの箇所を挙げる。

三三頁の注(3)でナトールを「改革派教会史家」としているが、ここで「改革派」は何を意味するのか不明である。

むしろ「会衆派の」教会史家としたほうがよいと考える。

三頁、二五―二七頁にトマス・エドワーズの『壊疽』の紹介がある。『壊疽』自体は非常におもしろいものである

が、

大西氏の引用、

訳は不正確である。

大西氏の説明は誤りである。 うをまたない。 の議会には貴族院と庶民院の二院があったのであり、 61 ほうでは「ウェストミンスター宗教会議」という訳を用い、 る。 用語解説二頁の大西氏による「ウェストミンスター神学者会議」 わが国では従来前者が定訳として用いられてきたが、 大西氏はウェストミンスター神学者会議を「庶民院が設置した宗教会議」とする。 「神学者招集条例」 は両院の名で出され、 庶民院だけで神学者会議を設置することはできなかったことは言 神学者会議が答申したものは両院が審議したのであるから、 評者は後者を用いるべきであると考える)。 用語解説では「ウェストミンスター神学者会議」を用いて の説明は、 ほぼ全文が誤りである(大西氏は本文の 当時ウェストミンスター

政治、 粛な同盟と契約」 締結によりスコットランドからの委員が参加する前と後とでは大きく変化したことを考慮しておられない様子である。 本的性格を知らないところからくる誤った説明である。そもそも氏は、 て長老制国教会を設立するための統一的信条の作成を意図した」とするが、これはウェストミンスター神学者会議の基 第二に、 信仰告白、 「長老制国教会を設立するための統一的信条の作成」というのは、 大西氏は、 締結後の神学者会議の課題はイングランド、スコットランド、アイルランド三国における共通の教会 教理問答、 ウェストミンスター神学者会議には、「スコットランドの委員も加わって、 礼拝(指針)の作成ないし樹立であったから、大西氏の言うようには到底言えないので 同神学者会議の性格が、 一体どういうことを指すのであろうか。 「厳粛な同盟と契約 イングランドにおい

を主張する議員の抵抗にあった」とは到底言えない。 作成したからである。③また、目的がウェストミンスター告白の作成だとすれば、「独立派委員やエラストゥス的立場 であり、その目的というのは何か。もし大西氏が、それは神学者会議(主語)が統一的信条の作成(目的)を果たせな うだとすると、 かったということであれば、 とするのはおかしい。 できなかった」と述べる。ここには、二重、 第三に大西氏は、 独立派、 神学者会議内のエラストゥス派はどうなるのか。②その目的を果たすことはできなかった、 「宗教的独立派委員やエラストゥス的立場を主張する議員の抵抗にあい、 エラストゥス派が一致してまとめていったからである。 もし後者は議会の議員であるというのであれば、 言うまでもなく、それは誤りである。 三重の誤りがある。 信仰告白の一部については異論もあったが、全体としては主流派 ①宗教的独立派は委員として、エラストゥス派は議員 神学者会議はウェストミンスター信仰告白を立派に そう明示しなければならない。 その目的を果たすことが しかし、 の主語は何

なかったが採択した、と言うのである。 たすことはできなかった」「しかし……ウェストミンスター信仰告白を採択し」と大西氏は続ける。 第四に、 その後の大西氏の記述はますます混乱する。すなわち、「統一的信条の作成を意図したが……その目的は果 つまり、 作成でき

は、 ニカル・クリードを指す用語として用いられるからである。 第五に、 「基本的な信条」となった、とすべきであろう。基本信条というのはわが国においては普通、 ウェストミンスター信仰告白がスコットランド教会の 「基本信条」となったというのは 古代教会のエキュメ 「信仰規準

教会を設立するための統一的信条の作成」と間違ってとったことに根本的原因があると言ってよいであろう。 ストミンスター神学者会議については拙著『ウェストミンスター神学者会議の成立』(一九九二)、『ウェストミンス こうした大幅な誤解と混乱は、 先にも触れたように、大西氏が神学者会議の課題を「イングランドにおいて長老制国 なお、 ゥ

ター神学者会議議事録抄』(一九九六)、『ウェストミンスター神学者会議 −その構造化』(二○○○)、いずれも一麦

出版社を参照していただければ幸いである。

本 論 2 第七章 ユーリタン」と新しい社会〈新しい社会形成のエートス〉(執筆者・同志社大学教授 無秩序へとさまよいだすとき――イギリス革命前夜における「正統 派ピ

今関恒夫氏)について

第五節の序説で、今関氏が最も論じたいのは最後の第五節であるように思われる。 本論文は全五節から成るが、前半(二四七-二六三頁)の四つの節は、後半(二六三-二八五頁)にあたる一つの節′

ーリタニズムを急進的ピューリタニズムと正統的ピューリタニズムとに分ける。 第一節において今関氏は、まず、「このような用語法はあまり一般的ではない」とことわった上で(二四七頁)、ピュ

での氏による説明は簡潔でバランスがとれており、氏の言われる「正統的ピューリタン」が何かが明確になるので、 そうした上で第二節において今関氏は、さらに詳しく「ピューリタンとは何か」という困難な課題に取り組む。 読

者には有益である

の二点を挙げている。

制の特徴として、スコットランドのそれと比べてシノッドよりも個別教会を重視する、信徒長老の役割が不十分である、 踏み込んだ議論がなされている。すなわち今関氏は、 第三節では、 正統派ピューリタニズムの中核を占める長老派ないし長老主義について、前の二節と比べると、 長老主義とは何かをまず一般的に論じたあと、イングランド長老

う。 る 心が多く会衆主義に集中したのに比して、長老主義が等閑に付されてきたことを今関氏が是正しようとしたためであろ 頁が割かれているのみであることが注目される。 く左右されることを指摘している。 義との異質性と等質性 第四節では、 ここで今関氏は会衆派とは何かを極く短く論じた後、 評者 (松谷) 正統派ピューリタニズムのもう一つの有力なグループである会衆派あるいは会衆主義が取り上げられ はこの点を高く評価したいと思う。 (評者の用語) ただ、 の両方の要素に注目すべきこと、その両者のバランスは歴史的条件によって大き 第三節の長老主義に計一二頁が割かれているのに対して、 恐らくこれは、イギリス革命をめぐる従来の議論において研究者の関 ブラウニズムと長老主義の中道としての同派がもつ、 会衆主義には丸二 長老主

と同時に、イングランド国教会の性格を変えたのである」(二八四頁)。 神的方向性を変えていくことになる。 今関氏の結論はこうである。「十六世紀後半から十七世紀前半にかけての時期に、『正統派ピューリタニズム』が支配し ートスという思想の面と、 かくして第五節において今関氏は、正統派ピューリタンがイングランドの地方社会に及ぼした影響を、社会意識やエ ピューリタン的規律が、全体としては有効に作用した。 社会経済史的変化への対応、 ……[すなわち]『自由教会』の伝統 ないし新しい人間類型による変革という面の両方から論ずる。 それは、やがて『教派』 (あるいは 『非信従』の伝統)を生み出 の作用とあいまって、

ない)、ライトソン、アンダーダウンの説の紹介に終始しているように思われ、 のはやむをえないとしても(本論文では理念型と歴史との区別が必ずしも明瞭でないため、 論理が明快で、 説得力のある結論である。 ただ本節において、問題の性質上、 多少物足りない感じが残る。 理念および理念型が中心に論じられる 評価が難しい箇所が少なく

タニズムの党派論に筋道をつけていて有益である。ただ評者(松谷)としては、以下のような若干の疑問と批判をもた 本論文は全体として非常に読み易く、かつ啓発的である。 特に前半は、 研究者といえども混乱に陥りやすいピュ

ざるをえない。

及した如く、極めて慎重かつ丁寧な説明を付しているが、評者の疑問は依然として消えない。「正統派」とは と区別するための語であるとされるが、もしそうであれば、 まず第一に、 「漸進派」といった名称が考えられる。「正統派」と呼ぶ場合には、神学思想が前提されなければならない やはり「正統派ピューリタン」という呼称である。今関氏はこの呼称を用いることについて、 「本稿ではその [神学思想]重要性を意識しつつ、教会組織上の問題に限定して論ずることにする 「急進派」に対しては「主流派」とか 「保守派」、 「急進派 すでに言 あるいは

(二四九頁)と言うため、論理が不明瞭となる。

よいのではなかろうか。 と言える。 的教理を受け入れていたからである。それに対して「急進派」の多くは、 頭に置いている当時の長老派、 評者としては、 したがって今関氏は、その点を説明した上で、「正統的」ピューリタン、 今関氏が「正統派ピューリタン」という呼称を用いること自体には抵抗がない。 会衆派の牧師、 信徒は、 基本的には全員、 非正統的教理、神学思想に傾く傾向があった プロテスタント・キリスト教の伝統的、 ピューリタニズムについて論じて 今関氏がその語で念 正統

ある。 が理論 である。 る ンド長老主義というものが一つあり、 ○年頃までの百年間 (特に二五三―二五四頁)。 本論文において今関氏は、イングランドについてもスコットランドについても長老主義について語る際、 今関氏は繰り返し、 実際には、こうした前提は成立しない。 理念のレベルでのことか、それとも現実ないし実践、 理論的にも実践的にも変化せず、等質的であったということである。つまり、固定したイングラ しかし、そうした比較の前提は、 イングランドの長老主義とスコットランドの長老主義を比較し、 別に固定したスコットランド長老主義というものがまた一つある、ということで 双方において、 両国の長老主義がいずれも、 理論も実践も歴史的に大きく変化しているから 実際のレベルでのことか明らかにしないまま 五六〇年頃から一六六 前者の特徴を論じてい それ

論じているように思われる。

分といったことは、 もし後者のレベルで考えるならば、イングランド長老主義の特徴とされている個別教会の重視や信徒長老の活躍不十 スコットランド長老主義の歴史に何度も現われる現象であると言わねばならないだろう。

イングランド長老制を論じていたのに、二五四頁以下では突然十七世紀の長老制が同レベルで論じられる、と言ったこ また、イングランド長老主義を固定した一つのものと考えるのでなければ、例えば、二五一―二五三頁で十六世紀の

とも避けられるのではないかと思う。

についての解釈が、ジェレミー・ゴーリングらの"The English Presbyterians" (1968) という、極めて問題の多い書物 した問題含みの展開をしているのは、デダム・クラシスやカートライト、トラヴァースの『教会統治の指針』、その他 第三に、第三節の出発点(二五一頁)でイングランド長老主義について非常に慎重かつ正確であった今関氏が、こう

に無批判的に従っているためではないかと思われる(The English Presbyteriansの何が問題かについてここで詳しく論

ずることはできないが、ゴーリングら現代のユニテリアンが自分たちの起源、ルーツを十六、 老派に求めるための「論証」が本書の基本的性格であることに、読者は注意が必要である)。 最後に、本論文において訂正ないし再考を要すると思われる箇所は次の通りである。 十七世紀の 「正統的」

って意味が異なり、この時点では「非信従者」は誤訳であろう。 二六一頁のDissenting Brethrenの訳語 二四六頁のマープラレット(Marprelate)の表記は、マープレラット、ないしマープレリットとすべきではないか。 「非信従者」は、すでに本稿の一五五頁で述べたように dissenting は時代によ

は明らかに誤りである。 二六九頁で、 初の聖書英訳者ウィリアム・ティンダルが、ヘンリー八世のもと、死刑に処せられたとされるが、これ ティンダルは亡命先の大陸においてブリュッセルの郊外ヴィルヴォールデンで逮捕、 投獄、 処

二七〇頁その他で、 「教派」 という語が繰り返し使用されているが、今関氏自身が述べているように(二八四頁)、 Þ

刑されたからである。

長

はり十七世紀初頭について 「他教派」 を多用しているが、 「教派」を語るのは、 評者には釈然としないものが残る。 時期尚早であろう。 用語解説一一頁、一二頁でも今関氏は 教派

(長老会)が行う「働き」ないし「機能」のことであって、決して「組織」 用語解説 | 一頁で discipline を今関氏は 「教会組織」と説明する。 しかし discipline は、 を指すわけではない。 教会ないし教会の特定の機関

補 論 1 第四章「イギリス資本主義と諸教会 〈ヴェーバー仮説の検証〉 (執筆者・神奈川大学教授 資本主義の成立と展開への教会人の対応 山本通氏)について

影響下にあった日本資本主義の形成期の民衆の間にも形成された、と論ずる。 職業倫理は近代欧米だけに見られるものではなく、 は近代資本主義に特有なエートスだとした「資本主義の精神」を禁欲的プロテスタントの職業倫理に帰するが、 几 **[節から成る本論文の趣旨は極めて明快であり、** 例えば、 かつチャレンジングである。 石門心学や二宮尊徳において見られるように、 第一節において山本氏は、 儒教思想 ヴェ ーバ Ì

人々というより、 第二節で山本氏は、 むしろクエイカーや、英国長老派の非国教徒のブルジョアであり、 ヴェーバーのいう禁欲的職業倫理の担い手として注目すべきは、 また労働者の中ではアーティザン 予定説に基づく天職論をとった

層であったので、ヴェーバー・テーゼは歴史的事実に反するとする。

の経済倫理と実業家の実践を検討」している。 第三節は、 「イギリス産業革命期までに典型的なブルジョア・セクトとなったクエイカー派を中心として、 非国教徒

第四節では、 「資本主義社会の原理を称揚し、 あるいは逆に批判し、 あるいはまた条件付きで受け入れた教会人たち

の姿勢を検討」 している。

えたという指摘である(一四六頁)。第三は、 第二に、十八世紀末から十九世紀前半にかけてクエイカーが、福音主義を採用したことによって大きく自らの性格を変 ユニテリアンが大衆伝道を行わなかったためにブルジョア的性格を強化したとの指摘(一四三頁、 にとって特に興味深かったのは、 労働者大衆に対する働きを目的とする十九世紀の諸団体、 本論文の以下のような箇所である。 すなわち、第一に、 一四四頁) 諸運動の消長 クエイカー、

である (一五六―一五八頁)。

は、 リタニズムの倫理と石門心学、 教というテーゼも当然正しいことになるが、果たしてこのようなパラレリズムは本当に成立するのか、 なりの素朴な疑問が湧いてくるのを禁じえない。すなわち、西洋資本主義の精神を生み出したものはピューリタニズ リスト教安息日を厳守するというピューリタニズムの休息の倫理(それは労働の倫理にブレーキをかけるものである) ンティズムの倫理)という、 にある倫理相互間の質的差異が明らかになるのではないか。 で等質的なものと論じうるのか。西洋と日本、中国における資本主義の成立と発達の時間的差異の中に、それらの背後 評者はヴェーバー学の門外漢であり、本論文の中核と目される第一節、 石門心学や二宮尊徳において本質的なものとして位置を占めるであろうか。 主として日本社会に内在的な要因を考えるよりは、むしろ、従来の社会と倫理に異質の倫理(変質したプロテスタ この疑問には、 日本資本主義の精神を生み出したものは石門心学、二宮尊徳となれば、 当然のことながら、一連の付随的な疑問が伴う。例えば、禁欲的職業倫理として一括されるピュ 直輸入された外在的要因を主に考えるべきではないか、といった疑問である。例えば、 あるいは二宮尊徳の倫理、 あるいは中国古来の伝統的儒教倫理は、 したがって、 日本における資本主義とその精神を考える場 第二節の妥当性を議論する力がないが、 近年話題となった中国資本主義の精神は儒 果たして同じレベル という疑問であ

国

もう一つ、門外漢の素朴な疑問であるが、資本主義の精神を担ったのは必ずしも非国教徒ばかりではなく、

うになされるのだろうか。 教徒」の民衆、とりわけ中産者層、 ないしアーティザンが当然いたと思われるが、 彼らの倫理についての検証はどのよ

る易しい論文もしくは本を書いてくださることを期待してやまない。 本論文は『教会』所収の九論文の中で最も高度に専門的な論文である。 山本氏が近い将来こうした素朴な疑問に答え

あり、 国教会の牧師としている箇所である。チャーマーズは「英国教会」の牧師ではなく、「スコットランド教会」の牧師で を指すので、 五八頁の挿絵の説明にある「若い宣教師」という語である。 なお本論文には、 一八四三年のいわゆる大分裂(Disruption)の後は「スコットランド自由教会」の牧師であった。 国内伝道の場合は「伝道師」、ないし「伝道者」とするのがよいだろう。 訂正を要する小さな誤りが二ケ所に見受けられる。 日本語で「宣教師」という場合は普通外国に派遣された者 一つは一四九頁で、 トマス・チャーマーズを英 もう一つは一

補 第五章 教会と啓蒙〉 「教会・大学・経済学 (執筆者·聖学院大学教授 ――アダム・スミスとその周辺」〈スコットランド 梅津順一氏)について

学者のネットワークがあったことを論じた優れた論文である。 本論文は、 アダム・スミスとその経済学の背景に、 当時のスコットランド教会、 従来わが国において知られることの少なかった重要な歴 とりわけ穏健派と呼ば れ る牧師 神

史の一面が、

明解に示されてい

の申し子であり担い手であった当時の穏健派牧師・神学者に対して、高い評価をもっていたことを明らかにする。 本論文の第一 部で梅津氏は、 アダム・スミスが、 宗教改革以来のスコットランド教会、 特にスコットランド啓蒙思想

のスコットランド啓蒙との関係が論じられている。 第二節では、 スコットランド教会内での穏健派の台頭史と、その社会的基盤や大学改革との関連、そして何よりもそ

練された学芸」 がいかなるものであったかが、穏健派の文脈の中でさらに論じられている。 アダム・スミスがその中に身を置いた知識人ネットワークと、彼の著作がその代表でもある当時の 洗

していた、と梅津氏は言う。一九四-一九五頁)ですら、スコットランド啓蒙の影響を免れなかったとして、 に渡り、 第四節で梅津氏は、 後のプリンストン大学の学長となったジョン・ウィザースプーンをかなり詳しく紹介している。 穏健派と対立していたスコットランド教会内の民衆派(スミスは彼らの厳格主義の偏狭さに辟易

が、 済学(それは福沢諭吉によって日本に紹介されたという、 てきたことをたどってみた」(一九八頁)とこれまでの論述を要約した後、 最後に第五節において梅津氏は、その冒頭で、「アダム・スミスを一員とするスコットランド啓蒙と呼ばれる知的運 アメリカのバプテスト派の牧師であり、今日のブラウン大学の道徳哲学教授だったフランシス・ウェーランドの経 簡潔に論じている。 決して反宗教的でも反教会的でもなく、むしろスコットランド教会の穏健派に属する聖職者たちによって担 一九九頁)を通して、日本の経済学の出発にかかわっている そのスコットランドの教会文化と啓蒙思 わ

式の偏狭なカルヴィニズム」(一九二、一九四、一九五、一九八頁)と繰り返し呼んできているからである。 そうした印象は 五頁)でスミスと共に、 のであるが、 白で論じ、 (松谷) 若干の疑問と批判がないわけではない。すなわち、まず第一に、 後者を「旧式なカルヴィニズム」 (一七六、一七七頁)、「スコラ学的カルヴィニズム」 (一八五頁)、「旧 は本論文により大いに蒙を啓かれ、 「必ずしも正しくない」とするのは、 穏健派を高く評価し、民衆派は啓蒙の敵であるという印象を与えながら、 また、 読者を少なからず混乱させる。 梅津氏が明らかにした事実の重要性のゆえに感謝を覚えるも 梅津氏が大半の箇所 梅津氏自身が穏健派と民衆派を 一九五頁末で突如 (特に一七一一一九

ど反対に、 とは少しく混乱を招くのではないかと思う。 コットランド、 して穏健派をそう呼ぶのであるが、教会史、 スコットランド教会内のいわゆる穏健派の立場を梅津氏がトレルチの用語で「新カルヴィニズム」と呼ぶこ むしろ民衆派路線の強化と言ってもよい、十六世紀の宗教改革的神学の再評価を目指すものだったからで アメリカなどにおけるカルヴァン主義復興運動を指す用語であり、 教理史において「新カルヴィニズム」は一般に、十九世紀のオランダ、ス 氏は、今述べた「旧式な」「スコラ的な」「偏狭な」カルヴィニズムと区別 しかもその運動は穏健派とはちょう

ある。

長」は「総会議長」ないし「教会総会議長」。スミスのエディンバラでの公開講義の時期が、一八六頁では「一七四七 かもしれない。 0 の研究書から、 ―五一年」、一九一頁では「一七四八年から三年」となっている。二○一頁の注(7)で梅津氏は、 などの「長老区」「長老会」はいずれも「プレスビテリー」もしくは「中会」、あるいは「地区長老会」とすべきである。 たちの判断にゆだねるべきもの」という説明は不正確である。 である。 のプレスビテリーの責任と、各個教会の招聘権や教会員の拒否権を明確に定めているからである。一八三頁、一九三頁 いし「就職」とすべきである。一七五頁、一九五頁の、長老教会の原則として牧師を誰にするかは「それぞれの教会員 一八四頁の人名「ユスター」は「イェスター」、一八八頁の地名「レイス」は「リース」である。一八五頁の「教会議 判断に委ねる立場」を挙げているが、これがどういうことを指すのかよく分からない。しかし、これはシャーの問題 最後に、 一七一頁の「基本信条」は「信仰告白」もしくは「代表的な信条」がよい。一七五頁の「任職」 本論文には訂正を要する誤植や誤解に基づく梅津氏の字句説明などが散見される。 牧師推薦権を否定する場合の第二のケースとして「ウェストミンスター宗教会議が提示した教会の長老 なぜなら、長老教会においては通常、 例えば、次のような箇 リチャード・シャー 牧師決定に際して は 一就任」な 所

巻末の教会用語解説で梅津氏は、五つの用語について解説しているが、うち三つは不正確か完全な誤解を含んでい

国教徒の中にも広く浸透していたというのが事実であろう。 第一に、「カルヴィニズム」を受け入れた人々としてイギリスでは 「非国教徒」としているが、カルヴィニズムは

な問題が内包されていることだけ指摘したい(今ここで詳しく論ずることはできないので)。 「長老主義」を「教会統治において長老の役割を重視する立場」と定義しているが、この定義にはさまざま

梅津氏は続いて、長老主義の運営機構を「個別教会の総会、牧師と長老により構成される地区の長老会、

より広い地

べ 地域の会議(シノッド)の場合だけ「宗教会議」と梅津氏は呼ぶが、これはふさわしくないだろう。教会会議で統一す 最後の教会総会まで、すべての教会会議は長老主義の場合、 テリー)であるが、ここで初めて「牧師と長老により構成される」教会会議となるわけではない。 セッションと呼ばれる)と呼ばれる各個教会の長老会である。次に来るのは確かに「地区の長老会」(中会、 まず、長老主義教会政治機構の一番下に来るのは 区の宗教会議、 全体教会を包括する最高議決機関である教会総会」と説明するが、ここには重大な誤解が幾つかある。 「個別教会の総会」ではなく、「小会」(スコットランドではカーク・ 原則として牧師と長老から成るのである。 第一段階の小会から 中会よりも広い プレスビ

のだからである。 を務めるのであって、だれかが 義教会政治においては普通、 いても、 次に第三の用語 議長が選出され代表となる」を付加するのは望ましくない。 さらに、 「教会総会議長」の解説であるが、その説明に「個別教会の総会、および長老会、 この説明の中に、 各個教会の長老会(小会)においても教会員の総会においても「職責上」常に牧師が議長 「選出されて代表となる」のではない。 すでに触れた誤解以外に、 教会総会の議長とそれ以外の会議の議長は別 新たな誤りが含まれている。 すなわち、 地域宗教会議にお 長老主 の

補論3 第六章「ヨーロッパの宗教戦争とイングランドへのプロテスタント亡命難民 ロンドンにおける外国人の教会生活と経済活動」〈信仰による迫害と難民教会〉

(執筆者・亜細亜大学助教授 須永隆氏) について

対象であるイギリスへの亡命難民たるユグノーの信仰と生活についての描写は非常に興味深く、 わが国においてほとんど知られていないヨーロッパ史の一側面に光を当てた歴史記述である。 新しい情報と知的刺激 その

が多く与えられた

歴史的背景についてである。 難民となった人々の産業・経済的基盤を明らかにしている。 本論文は全六節から成る ここで須永氏は、十六、七世紀の宗教戦争を略述するとともに、 (副題の 「信仰による迫害」 はあいまいな表現で望ましくない)。 戦争のさ中で信仰ゆえに 第一 節は亡命ユグ ノーの

民がもたらす経済効果をイングランド政府、中でも開明政治家ウィリアム・セシルが高く評価していたことが指摘さ 第二節は、亡命難民に対するエリザベス朝イングランド政府の姿勢がどのようなものであったかを説明する。 特に難

れる。

に 第四 第三節で須永氏は、イングランドへの亡命難民の流入には二つの大きな山となる時期があることを明らかにすると共 それぞれの時期のネーデルランドからの難民とユグノー難民の定住地域とその職業的特徴をまとめている。 |節は、 ロンドンにおける外国人教会の信仰生活をフランス人教会の例の分析を通して描く。

第五節は、 ロンドンにおける亡命難民の職業生活がどのようなものであったか、また、彼らの経済活動が既存のギル

ドとどのような関係にあったかを説いている。

の経済活動がどの程度うまく機能するかという点に依存していたといえるだろう」(二四九頁)と結んでいる。 最後に第六節において須永氏は、 「異国の地において『みずからの信念にどこまで忠実でありうるか』という根本課題は、 亡命難民のイングランド社会、 特にロンドンにおける生活が 「緊張にみちた」 衣食住のため

の経済的エゴイズム」。二二六頁「カルヴィン主義的な教説をまともに受け入れた人々」、等々である ろう」。二一○頁「軍人クロムウェルは宗教的信念をふりかざして多くのアイルランド人を殺傷し」。二一五頁「ある種 もしれないが」。二一○頁「キリスト教の根本命題……からして、宗教戦争そのものが決して許される行為ではないだ れる。幾つか例を挙げれば、次の通りである。二〇七頁「科学中心の現代に生きるわたしたちからすると信じがたい 述に不要と思われる繰り返しが多く見られるだけでなく、 題があるのではないかと思う。すなわち、第一に、想定されている読者が他の八論文と異なるところから来るのか、 評者 (松谷) は、先に述べたように本論文から多くの益を受けた者の一人であるが、しかし同時に、以下のような問 理性的というより感情的、 倫理・道徳的表現が多々見受けら 記

のは、 が大論争をするようになると、 第二に、不正確な歴史認識ないし記述があちらこちらに見られる。例えば、二○七頁に「その賛否をめぐって神学者 論旨が不明確である。 異端とされたり、 **論争に破れた者は異端者として迫害を受けたり、海外へ亡命を余儀なくされた」という** 亡命したのは、言うまでもなく神学者に限られるわけではない。

ーブと連携を保つ」などということが果たしてありうるだろうか。 との連携を保ちつつプロテスタント国家を標傍した」は、重大な誤りである。エリザベス朝のイングランドが「ジュネ 二一一頁の「エリザベス朝イングランドが……国家的な信仰組織『イングランド国教会』を再形成し……ジュネーブ ジュネーブとの連携を志向していたといえるのは

国教会体制側から敵視されていた人々、特にトマス・カートライトのような人であったことは、ピューリタニズムの歴

史のABCであろう。

書評論文『教会――近代ヨーロッパの探求③』について

教会において「結婚は洗礼・聖餐とならぶ秘跡だった」(二二九頁)、巻末の用語解説の、改革派教会をカルヴァン派教 **ノン・コンフォーミストを「普通はプロテスタントをさす場合が多い」 (二二六頁)、ロンドンのフランス人**

会と等視する説明 第三に、須永氏は、 (同九頁)、聖書釈義集会の説明(同一六頁)など、不正確な説明が多く見られる。 ロンドンのフランス人教会を含む改革派教会における訓練や規律(ディスィプリン)の信仰的

返しである(二〇五、二二四、二二五、二二七、二二八、二三一などの各頁)。 る。 神学的意味にほとんど理解も関心ももっておられないため、ステレオタイプのネガティブな評価の反復に終始してい ポジティブな評価がわずかにないわけではないが(二三〇頁、二三九頁)、ほとんどは「厳しい」「厳格な」の繰り

いように思う。 ついて知悉しているわけではない)、亡命ユグノーの信仰とそれに基づく受難の意義を十分に認めているとは言いがた 前者が後者に「依存していた」とする判断は、須永氏の「唯物史観」を表わすものかもしれないが いた」という結論である(二四九頁)。両者が切り離せず、深くかかわっていることについては評者にも異存はないが こまで忠実でありうるか』という根本命題」は、「衣食住の経済活動がどの程度うまく機能するかという点に依存して 第四に、先に引用した第六節の結びの言葉は、重要な問題を含んでいる。「異国の地において『みずからの信念にど (評者は氏の史観に

所収の諸論文と率直な批判的対話を続けてきた。これによってアド・ホミネムでなくアド・ホックの議論と対話が一層 本書評論文は、 近代ヨーロッパの探究のために欠かせない 「教会」 についての歴史研究を前進させるために、

最後に、『教会』執筆者の諸氏、特に代表者である今関恒夫氏の労を多とするとともに、本書を出版したミネルヴァ